

平成20年10月30日開催
調査

自治基本条例・議会基本条例 調査特別委員会資料

調査事件

- 1 福島町まちづくり基本条例（素案）等について

総務課企画グループ

調査事件1 福島町まちづくり基本条例（素案）等について

1. 福島町まちづくり基本条例（素案）等の策定経緯について

福島町まちづくり基本条例（素案）の策定については、昨年10月に町民20名からなる「福島町まちづくり基本条例町民検討委員会」を組織し、本年8月まで延べ11回に及ぶ会議と同委員会主催による町民意見交換会を開催しながら、福島町にふさわしいまちづくり基本条例の内容の検討が行われ、8月19日に「（仮称）福島町まちづくり基本条例に関する提言書」として報告をいただきました。

町では、提言書の報告を受けて、職員にその内容を報告するとともに意見をもらいながら条例素案の検討を行い、10月1日に「福島町まちづくり基本条例（素案）」を決定したものです。

また、提言書にもある「福島町まちづくり推進会議条例（案）」の検討も同時に行い、福島町まちづくり基本条例（素案）の決定に併せて「福島町まちづくり推進会議条例（素案）」を決定したところであります。

2. パブリックコメント手続について

福島町パブリックコメント制度要綱に基づき、10月10日から11月10日の1ヶ月間、2つの条例素案を公表し町民から意見を求めているところです。

なお、資料は町ホームページ、総務課企画グループ、吉岡支所で閲覧できる体制としています。また、広く周知して多くの意見をいただくため、2つの条例素案全文を記載したチラシを作成し町内全戸に配付しています。

3. 町民説明会について

上記2のパブリックコメント手続に加え、10月28日から11月5日までの間に、吉岡地区2回、福島地区3回の町民説明会を開催し、2つの条例素案の内容を説明しながら、条例素案に対する町民意見等の把握に努めるものであります。

4. 条例素案等について

- ①福島町まちづくり基本条例（素案）全文……………資料1
- ②福島町まちづくり基本条例（素案）逐条解説……………資料2
- ③福島町まちづくり推進会議条例（素案）全文……………資料3
- ④福島町まちづくり推進会議条例（素案）逐条解説……………資料4
- ⑤（仮称）福島町まちづくり基本条例に関する提言書と
条例素案比較表……………資料5

5. 今後の予定

パブリックコメント手続等による町民意見を考慮して、本年11月中に条例案を決定し、平成20年第2回定例会への提案を予定しているところであります。

○資料1

福島町まちづくり基本条例（素案）全文

福島町まちづくり基本条例（素案）全文

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 町民の参画及び協働（第4条―第11条）
- 第3章 議会（第12条・第13条）
- 第4章 町長等（第14条―第17条）
- 第5章 町政運営（第18条―第23条）
- 第6章 情報共有（第24条―第28条）
- 第7章 連携（第29条・第30条）
- 第8章 条例の位置付け等（第31条―第33条）

前文

わたしたちのまち福島町は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡（うみ）と大千軒岳がそびえ立つ四季折々の自然に恵まれたまちです。

わたしたちは、先人から受け継いだ豊かな自然や産業、培われてきた歴史と文化を誇りとして未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、今まで以上に「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりをめざします。

ここに、わたしたちは町民憲章の持つ精神に立ってまちづくりを進めていくことを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、世代を越えて互いに力を合わせ自らの創意工夫により住民自治を確立するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福島町のまちづくりに関する基本的事項を定めるとともに、町民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、町民自らがまちづくりに参画し協働することによって住民自治の実現を図ることを目的とします。

（用語の意味）

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとします。

- （1）町民 町内に居住する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で活動を行う団体及び町内の企業市民をいいます。
- （2）町 執行機関及び議会をいいます。
- （3）まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまち」を実現することをいいます。

（まちづくりの目標）

第3条 わたしたち町民は、町民憲章を受けて、次のとおりまちづくりの目標を定めます。

- （1）健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
- （2）きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。
- （3）自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
- （4）知性を高め、文化を育て、学びあいまちをつくります。
- （5）生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。

第2章 町民の参画及び協働

(町民の役割と基本姿勢)

第4条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

2 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つように努めます。

3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するように努めます。

(町民の権利)

第5条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

2 町民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として不利益な扱いを受けません。

(満20歳未満の町民の権利)

第6条 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。

(参画及び協働)

第7条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を行うことができます。

2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。

(参画機会の保障)

第8条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。

(委員の公募)

第9条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、公募の委員を加えるように努めます。

(パブリック・コメントー町民の意見表明ー)

第10条 町は、町民生活に重要な計画等の策定に当たり、町民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、町民の意見を聞くとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。

(コミュニティ活動の推進)

第11条 町は、まちづくりに自主的、自立的に取り組んでいる町民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に必要な地域情報の提供その他の支援に努めます。

3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに情報提供を行い、活動に参加するように努めます。

第3章 議会

(議会の役割)

第12条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に分かりやすい、開かれた議会をめざします。

2 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の

過程及びその妥当性を町民に明らかにします。

- 3 議会は、まちづくりの推進と町民の福祉向上をめざし、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。

(議員の責務)

第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

第4章 町長等

(町長の責務)

第14条 町長は、町民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

- 2 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。

(就任時の宣誓)

第15条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の一層の充実をめざし、この条例の理念を実現するために、福島町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。

- 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用します。

(執行機関の責務)

第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務の執行に当たります。

- 2 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務の執行に努めます。

(町職員の責務)

第17条 町職員は、常に町民が主権者であることを認識し、全体の奉仕者として、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。

- 2 町職員は、まちづくりに必要な知識の取得、技能の向上に努めます。
- 3 町職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、町民の信頼の獲得に努めます。

第5章 町政運営

(総合計画)

第18条 町は、この条例の目的及び目標に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

- 2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加え柔軟に見直しを行います。
- 3 町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その状況を公表します。

(財政運営)

第19条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を分かりやすく公表します。

(行政改革・行政評価)

第20条 執行機関は、行政運営のあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

(組織・機構)

第21条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成し、円滑な行政運営を進めます。

(災害などへの対処)

第22条 町は、災害などの不測の事態から町民の生命と財産、生活の安全を守るように努めます。

2 町民は、自ら災害などに備え、緊急時には地域で相互に助け合います。

(住民投票)

第23条 町は、まちづくりに関する重要な課題について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 前項の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民及び町長と議会は、住民投票の結果を尊重します。

第6章 情報共有

(情報共有の原則)

第24条 町民と町は、まちづくりの目標を実現するために必要な情報を共有します。

(情報提供)

第25条 町は、福島町情報公開条例(平成12年福島町条例第1号)で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、分かりやすく提供します。

2 町は、まちづくりに関する情報を収集し、速やかに提供できるよう整理、保存に努めます。

(説明責任)

第26条 町は、施策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明します。

(応答責任)

第27条 町は、町民のまちづくりに関する意見及び要望等に対し迅速かつ誠実に応答します。

(個人情報の保護)

第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、福島町個人情報保護条例(平成12年福島町条例第2号)で定めるところにより、町の保有する個人情報を保護します。

第7章 連携

(様々な人たちとの交流)

第29条 町民及び町は、様々な活動や交流を通じて、福島町出身者をはじめとした町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するように努めます。

(広域的な連携)

第30条 町は、近隣自治体との広域連携や国、北海道、その他の機関と連携を図りながら、まちづくりを推進します。

第8章 条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第31条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めます。

2 町は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例との整合性を図ります。

(まちづくり推進会議の設置)

第32条 町長の附属機関として、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

2 前項の推進会議に必要な事項は、別に条例で定めます。

(条例の検討及び見直し)

第33条 町は、この条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

○資料2

福島町まちづくり基本条例（素案）逐条解説

福島町まちづくり基本条例（素案）逐条解説

前文

わたしたちのまち福島町は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡（うみ）と大千軒岳がそびえ立つ四季折々の自然に恵まれたまちです。

わたしたちは、先人から受け継いだ豊かな自然や産業、培われてきた歴史と文化を誇りとして未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、今まで以上に「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりをめざします。

ここに、わたしたちは町民憲章の持つ精神に立ってまちづくりを進めていくことを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、世代を越えて互いに力を合わせ自らの創意工夫により住民自治を確立するために、この条例を制定します。

【趣旨】

この条例の制定に当たっての基本的な姿勢や考え方を明らかにするために、前文を設けています。

【説明】

○憲法のほかに基本法といわれる法律等には、前文が置かれ、制定の趣旨や基本的な考え方を述べています。

○この条例にも前文を置き、わたしたちが住み生活している福島町の自然、産業、歴史及び文化を未来の世代へ引き継ぐことを述べるとともに、これからのまちづくりへの決意を表しています。そして、町民憲章の持つ精神に立ってまちづくりを進めることを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、協働して住民自治を確立する決意を述べています。

【参考】

〔福島町民憲章〕昭和50年11月3日制定

私たちは、北海道漁業のさきがけとして拓かれた海峡と、大千軒岳の自然にはぐくまれた、歴史のかおり高い福島町の町民です。

私たちは、先人の偉業をたたえるとともに、未来にたくましく生きる豊かな福島町を築きます。

1. 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
1. きまりを守り、助けあい、明るい町をつくります。
1. 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります。
1. 知性を高め、文化を育て、学びあう町をつくります。
1. 生産のくふうをし、元気に働き、豊かな郷土をつくります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福島町のまちづくりに関する基本的事項を定めるとともに、町民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、町民自らがまちづくりに参画し協働することによって住民自治の実現を図ることを目的とします。

【趣旨】

この条例の制定目的を明らかにするものです。

【説明】

まちづくりの主体（主権者）である「町民」、間接民主主義における町民の代表機関である「議会」、基礎的な公共サービスの提供主体である「行政」の役割を明確にし、町民主体のまちづくりを将来にわたって実践することにより、福島町の住民自治の実現を図ることを、この条例の制定目的としています。「まちづくりに関する基本的事項」とは、情報の共有、町民参画、協働を中心とするさまざまな理念、わたしたち町民の権利や責務、制度などをいいます。なお、「住民自治」とは、町民の意思を基本として施策を行うことをいいます。

(用語の意味)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で活動を行う団体及び町内の企業市民をいいます。
- (2) 町 執行機関及び議会をいいます。
- (3) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまち」を実現することをいいます。

【趣旨】

この条例の中で、認識を共通にしておきたい用語の意味を明確にするものです。

【説明】

○第1号

まちづくりに関しては、住民のみならず、町と何らかの関係を持つ者すべてが協力して行うべきものとの考えから、住民のほか、町内に勤務・通学するもの、町内で活動する団体及び企業市民も町に対して権利・責務を有するものを「町民」として、まちづくりを行っていくこととしています。なお、「企業市民」は、企業も社会の一員として事業活動のみならず、地域社会、環境、教育、文化など多方面にわたり、貢献していくものとして捉えた企業を指しています。

○第2号

この条例における「町」は、町政の執行機関のすべてと議会をいいますが、執行機関には、町長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

○第3号

前文の理念に基づいたまちづくりを実現するための公共的な活動のすべてをいいます。町が行うまちづくりは「町政」ですが、このほかにも町内活動や、まちづくり団体での活動、ご近所で行う活動なども、町民全体のためになる活動は「まちづくり」であるとしています。

(まちづくりの目標)

第3条 わたしたち町民は、町民憲章を受けて、次のとおりまちづくりの目標を定めます。

- (1) 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
- (2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。
- (3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
- (4) 知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。
- (5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。

【趣旨】

まちづくりを行っていく上で、常に心がけておくべき内容を、まちづくりの目標として示しているものです。

【説明】

○第1号

楽しい家庭は、心も体も健康であること、家族が互いに信頼し尊重しあうことを基本として作られるものであり、よりよいまちづくりの基盤であると考えています。

○第2号

協調、奉仕の精神をもち、よく語りあい、励ましあうことは、社会生活における個人の規範とすべきもので、さまざまな社会活動に積極的に参加し、その中で自分と他の人とともに生かすことのできるような社会的な連帯意識と責任ある行動が明るいまちをつくるという意識が大切です。

○第3号

自然環境は人の心をなごやかにし、潤いを持たせる大事な財産で、自然を愛し、親しみ、自然と調和した生活を作り伝えていくことはわたしたちの大きな責務でもあります。生活環境の整備には行政施策の推進が特に必要ですが、それに対応して町民意識の高揚と自発的な活動が欠かすことができないと考えています。

○第4号

先人に継承され発展してきた文化は、潤いと誇りを与えるとともに豊かさの源泉になっています。それらの価値を再認識するとともに更に発展させ、新しい文化を育てること、一生を通じて学び続ける意識、町民こぞって学びあう意欲を持ち続けることが大切です。

○第5号

自分の仕事に創意工夫をすることは、生産力を高め効率性を高めることになります。また、仕事に価値を見出し、社会的使命を自覚することは生きがいにもつながります。福島町が産業経済的に豊かで、生き生きと活動し続けること、知恵を出しあい創造力を発揮することを示しています。

第2章 町民の参画及び協働

(町民の役割と基本姿勢)

第4条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

- 2 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つように努めます。
- 3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するように努めます。

【趣旨】

まちづくりの主体である町民の役割と基本姿勢について明確にしています。

【説明】

○第1項

町民には、まちづくりの主体として、行政任せではなく、町民自ら考え行動し、住みよい地域づくりを進めていくことを定めています。

○第2項

町民は、権利とともに責任があることを認識し、町全体の視点に立って、自らの発言と行動に責任を持つことを定めています。

○第3項

町民は、互いの自主性、権利を尊重し、お互いに助け合い、支え合いながら、町と協働してまちづくりを進めることを定めています。

(町民の権利)

第5条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

- 2 町民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として不利益な扱いを受けません。

【趣旨】

法律等で認められたもののほかのまちづくりにおける、町民一人ひとりの権利を明確にしています。

【説明】

○第1項

町民には、当然の権利として「知る権利」を保障し、また第三者に束縛されることのない権利として、町政や自治活動などのまちづくり活動に自由・平等な立場で参加できることを定めています。

○第2項

町民のまちづくり参加は強制されるものではなく、参加又は参加しなかったことを理由として不利益な扱いを受けることはなく、また、不利益な扱いをしないことを定めています。

(満 20 歳未満の町民の権利)

第 6 条 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。

【趣旨】

満 20 歳未満の町民の権利について明確にしています。

【説明】

満 20 歳未満の町民も、その年齢に応じて地域社会との関わりを持っていることから、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加できることを定めています。

(参画及び協働)

第 7 条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を行うことができます。

2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。

【趣旨】

町民の施策等への提言と町政への参画及び協働について明確にしています。

【説明】

○第 1 項

町民は、より良いまちづくり、町の重要な施策及び総合開発計画などの基本的な計画の策定に関して提言又は提案を行うことができることを定めています。

○第 2 項

町民と議会及び行政はお互いの役割と責任のもとで、目的意識を共有し課題や目標に向かって一丸となって、共に行動していく「協働のまちづくり」を定めています。

(参画機会の保障)

第 8 条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。

【趣旨】

町政の基本的な政策の方向を示す計画や条例について、町民の参画機会を保障し、協働のまちづくりを進めることを規定しています。

【説明】

「総合計画」や「まちづくりの方針を定めていく計画、各行政分野の基本となる計画」「町政運営の基本となる重要政策」などを決定する際、町は、町民の意見が立案段階から反映されるように「町民参画」の方法を明確にするなどして、町民参画に取り組み、民意が反映されたまちづくりを進めていくことを定めています。

(委員の公募)

第9条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、公募の委員を加えるように努めます。

【趣旨】

町の政策形成過程において、重要な役割を担う審議会等について、町民参加の機会を確保するとともに公正を図るため、委員の公募について規定しています。

【説明】

性別、職業などの差別なく、多くの町民が適切に町政に参加できるよう、町は審議会等の委員の選考に当たり、指名のほか、町民自らの意思により公募委員を加えるよう定めています。

(パブリック・コメントー町民の意見表明ー)

第10条 町は、町民生活に重要な計画等の策定に当たり、町民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、町民の意見を聞くとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。

【趣旨】

町民の意見を町政に反映させる具体的な手法のひとつとして、パブリック・コメント（町民の意見表明）を規定しています。

【説明】

広く町民の生活に関わる計画や条例の策定に当たり、案の段階から町民に公表し、これについて町民から聴取した意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町長等の考え方を公表し、公正で透明性の高い町政を進めることを定めています。

(コミュニティ活動の推進)

第11条 町は、まちづくりに自主的、自立的に取り組んでいる町民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に必要な地域情報の提供その他の支援に努めます。

3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに情報提供を行い、活動に参加するように努めます。

【趣旨】

地域の活性化に大きな役割を果たしている、町民のコミュニティ活動の重要性と町かかわりを規定しています。

【説明】

○第1項

まちづくりの重要な担い手となるコミュニティの活動は自主・自立の考え方が基本です。当然のこととして、町はコミュニティの自主的、自立的な活動を尊重することを定めています。

○第2項

コミュニティの自主性、自立性を尊重しながら、協働のまちづくりを進める環境づくりのため、必要に応じた適正な範囲で活動場所の提供、活動資金の援助、活動に関する情報提供などの支援ができることを定めています。

○第3項

町民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすうえで大切なコミュニティ活動に各人が可能な範囲で協力し、参加するように努めることを定めています。

第3章 議会

(議会の役割)

第12条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に分かりやすい、開かれた議会をめざします。

2 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。

3 議会は、まちづくりの推進と町民の福祉向上をめざし、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。

【趣旨】

町議会の役割について明らかにしています。

【説明】

○第1項

町議会は、町民の直接選挙で選ばれた代表機関であることを自覚し、町民の意思の把握や議会への町民参加を推進するとともに、町民に分かりやすい、開かれた議会を目指すことを定めています。

○第2項

議決機関として議員相互の自由討議を尽くして意思決定を行い、議会活動を町民に説明していくことを定めています。

○第3項

まちづくりの推進と町民の福祉向上のため、町民が実感できる政策の提言・提案に努めることを定めています。

(議員の責務)

第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

【解説】

議員の責務について規定しています。

【説明】

町民の直接選挙によって選ばれる町議会議員は、町議会が町民の信託を受けたものであることを深く認識し、議会活動に必要な事項の調査、研究等に努めるとともに、

住民自治を実現するため、この条例を誠実に守って議会活動を行うことを定めています。

第4章 町長等

(町長の責務)

第14条 町長は、町民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

2 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。

【趣旨】

町政の代表者である町長の果たすべき責務について規定しています。

【説明】

○第1項

町民の直接選挙によって選ばれる町長は、町政が町民の信託を受けたものであり、また、町民に対して直接に責任を負う立場にあることを深く認識し、町民の意思を尊重し、公正かつ誠実に開かれた町政運営を行わなければならないことを定めています。

○第2項

町民が主体となった住民自治を実現するため、この条例を誠実に守って町政を運営しなければならないことを定めています。

(就任時の宣誓)

第15条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の一層の充実をめざし、この条例の理念を実現するために、福島町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用します。

【解説】

趣旨は、町長の責務と同じです。

【説明】

○第1項

町長は、自らまとめた言葉で具体的に宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識すること、町民にとっても町長が何を基本（理念）として自らの仕事を進めるのかを再認識することを目的として定めています。

○第2項

副町長及び教育長の就任についても町長と同様に宣誓することを定めています。

(執行機関の責務)

第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務の執行に当たります。

2 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務の執行に努めます。

【趣旨】

執行機関の責務について規定しています。

【説明】

○第1項

執行機関は、その権限の範囲内にあつては相互に独立の関係にあることから、それぞれの管理下における事務の執行に当たっては、自らの意思決定に基づき、公正で誠実に行わなければならないことを定めています。

○第2項

執行機関は、町民の意思をまちづくりに反映し住民自治を実現するため、情報の共有と町民参加の機会を保障し、町民と連携協力して事務の執行を行わなければならないことを定めています。

(町職員の責務)

第17条 町職員は、常に町民が主権者であることを認識し、全体の奉仕者として、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。

2 町職員は、まちづくりに必要な知識の取得、技能の向上に努めます。

3 町職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、町民の信頼の獲得に努めます。

【趣旨】

町長の補助執行者である町職員の果たすべき責務について規定しています。

【説明】

○第1項

町職員は、町民がまちづくりの主権者であることを常に認識し、全体の奉仕者として、その職務を遂行するに当たっては、この条例を誠実に守って全力で職務を行うことを定めています。

○第2項

町職員は、社会情勢の変化や町民の意向に的確に対応したまちづくりを推進するため、必要な知識の取得や技能を向上することを定めています。

○第3項

町職員は、自分も町民の一員、社会の一員であることを自覚し、常に町民からの信頼獲得に努めることを定めています。

第5章 町政運営

(総合計画)

第18条 町は、この条例の目的及び目標に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加え柔軟に見直しを行います。

3 町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その状況を公表します。

【趣旨】

町のまちづくりの最上位の計画である総合計画の策定等について規定しています。

【説明】

○第1項

本条例の趣旨に基づくまちづくりの具体化のため、地方自治法第2条第4項に規定する基本構想の他に、基本計画及び実施計画を策定することを定めています。

○第2項

総合計画は、社会経済状況の変化等に対応できるように常に検討を加え柔軟に見直しを行うことを定めています。

○第3項

町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理するとともに、事業の進捗状況について公表することを定めています。

(財政運営)

第19条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を分かりやすく公表します。

【趣旨】

町の財政運営に関する基本原則について規定しています。

【説明】

総合計画と行政改革に関する計画及び各種事務事業の評価を踏まえた財政計画を策定し計画的で健全な財政運営を行い、財政運営の状況について町民に分かりやすい資料を作成し公表することを定めています。

(行政改革・行政評価)

第20条 執行機関は、行政運営のあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

【趣旨】

効率的、効果的な財政運営を進めるための、行政改革及び行政評価について規定しています。

【説明】

○第1項

執行機関は、社会経済情勢の変化に対応し、行政全般のあり方を点検し、行財政運営や制度の見直しを行ない、常に新しい行政システムを実現していくため行政改革を進めることを定めています。

○第2項

行政評価は、施策や個々の事務事業が、効率よく、また効果的に行われているかを検証する制度であり、評価の過程及び結果について、町民に分かりやすい形で公表し、その評価結果に基づいて事務事業の見直しや改善を行い、予算や施策等へ反映させ行政運営を進めることを定めています。

(組織・機構)

第21条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成し、円滑な行政運営を進めます。

【趣旨】

町の組織・機構の編成について規定しています。

【説明】

町の組織は、町民に分かりやすく、気軽に相談でき、利用しやすい、簡素で効率的、機能的でなければならないとともに、それぞれの組織が連携し、社会経済情勢や町民ニーズの変化に伴う新たな課題に的確に対応できるよう柔軟に編成し、行政運営を進めることを定めています。

(災害などへの対処)

第22条 町は、災害などの不測の事態から町民の生命と財産、生活の安全を守るように努めます。

2 町民は、自ら災害などに備え、緊急時には地域で相互に助け合います。

【趣旨】

災害をはじめとする緊急時の対処について定めています。

【説明】

○第1項

町は、自然現象による災害の他に、人為的原因による事件、事故などの不測の緊急事態から町民の生命と財産を保護し、生活の安全を守るために最善の対策に努めることを定めています。

○第2項

町民は、災害の自己防衛に備えるとともに、災害等の発生時における自らの役割を認識し、緊急時には地域で相互に協力して助け合う必要があることを定めています。

(住民投票)

第23条 町は、まちづくりに関する重要な課題について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 前項の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民及び町長と議会は、住民投票の結果を尊重します。

【趣旨】

直接町民の意思を問う住民投票制度について規定しています。

【説明】

○第1項

町のまちづくりに重要な政策判断が必要な課題については、町民に対する最終意思確認の手段として、住民投票を実施することができることを定めています。

○第2項

住民投票は、事案により、投票資格者の範囲が異なる場合もあるため、個別事案が発生した時点で投票条例を制定することを定めています。

○第3項

地方自治は、あくまで町長、町議会議員を町民の代表者とする間接民主制が原則であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられます。住民投票の結果で町長や町議会の選択や決断を拘束するものではなく、町民、町議会、そして町長が結果を尊重することを定めています。

第6章 情報共有

(情報共有の原則)

第24条 町民と町は、まちづくりの目標を実現するために必要な情報を共有します。

【趣旨】

町民と町が相互の信頼関係の基に、対等・平等に協力し、まちづくりを進めるためには、まちづくりに関する正確な情報を相互に共有することが基本であることを規定しています。

【説明】

町民の町政参加の前提条件ともいえる町政に関する情報については、「町民の共有財産」とする認識に立って積極的に町民に提供することにより、情報の共有を進めることを定めています。ただし、情報共有は町からの一方的な情報提供だけではなく、町民からの情報発信があつて成り立つものです。

(情報提供)

第25条 町は、福島町情報公開条例（平成12年福島町条例第1号）で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、分かりやすく提供します。

2 町は、まちづくりに関する情報を収集し、速やかに提供できるよう整理、保存に努めます。

【趣旨】

町民との情報共有を進めるため、積極的な情報の公開及び提供に関する町の役割を規定しています。

【説明】

○第1項

町民の知る権利、情報を取得する権利を保障するものとして、情報公開条例が定められていますが、請求によって情報を提供するだけでなく、町は、保有する情報を進んで分かりやすく提供することを定めています。

○第2項

町は、まちづくりに関する正確で適正な情報を収集し、速やかに提供できるよう適切な管理を行うことを定めています。

(説明責任)

第26条 町は、施策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明します。

【趣旨】

町は、町民からの信託を受け町政運営を行っていることから、町民に対しての説明責任について規定しています。

【説明】

町政運営に関する政策等について、その政策の立案、実施及び評価に至るそれぞれの過程において、目的、必要性等の内容や効果等を町民に分かりやすく説明する責任があることを定めています。

(応答責任)

第27条 町は、町民のまちづくりに関する意見及び要望等に対し迅速かつ誠実に応答します。

【趣旨】

町政に関して町民に果たすべき応答責任について規定しています。

【説明】

町は、町民から寄せられた意見、要望、苦情などについては、その負託に応えるため、迅速かつ誠実に事務処理を進めることを定めています。

(個人情報保護)

第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、福島町個人情報保護条例(平成12年福島町条例第2号)で定めるところにより、町の保有する個人情報を保護します。

【趣旨】

町が保有する個人情報の保護について規定しています。

【説明】

町が保有する情報の公開や提供により「町民の知る権利」(第5条)を保障する一方で、町民のプライバシーを守り、個人の権利や利益が損なわれないように町が保有する個人情報の適正な利用と管理を行うことを定めています。

第7章 連携

(様々な人たちとの交流)

第29条 町民及び町は、様々な活動や交流を通じて、福島町出身者をはじめとした町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するように努めます。

【趣旨】

他の市町村や国々の人たちとの交流について規定しています。

【説明】

福島町の出身者をはじめとした他の市町村に住む町外の人や外国人など様々な人たちの知恵や意見をまちづくりに活かすため、町民以外の福島町に関係や関心のある人たちとの活動や交流を進めていくことを定めています。

(広域的な連携)

第30条 町は、近隣自治体との広域連携や国、北海道、その他の機関と連携を図りながら、まちづくりを推進します。

【趣旨】

近隣自治体、国、北海道、その他の機関との連携について規定しています。

【説明】

効率的な町政運営と町民サービスの向上を図るため、あらゆる分野において近隣自治体との広域連携や国、北海道、その他の機関と連携・協力しながらまちづくりを進めることを定めています。

第8章 条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第31条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めます。

2 町は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例との整合性を図ります。

【趣旨】

この条例が、町が定める他の条例の上位であると位置付けています。

【説明】

○第1項

町に存在する個々の条例にその優劣はなく同等ですが、この条例にはまちづくり全般にわたる理念に加え、町民等の権利や責務など基本的な事項を定めている条例であることから、他の条例の上位にあるものとして、町民と町は最大限尊重してまちづくりを進めなければならないことを定めています。

○第2項

町は、他の条例、規則等の制定、廃止及び改正を行う場合にあっては、この条例の趣旨に沿ったものでなければならないことを定めています。

(まちづくり推進会議の設置)

第32条 町長の附属機関として、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

2 前項の推進会議に必要な事項は、別に条例で定めます。

【趣旨】

この条例の検討及び見直し等の必要な事項を協議するための、「まちづくり推進会議の」設置について規定しています。

【説明】

○第1項

町長の付属機関という正式な組織として推進会議に権限を持たせるために設置することを定めています。なお、推進会議の役割は、この条例の内容の検討等に関する町長の諮問に応じた答申の他に、自らまちづくりの推進に関して町長に意見を述べることを想定しています。

○第2項

推進会議の組織及び運営に関する事項は、別に条例で定めることとしています。

(条例の検討及び見直し)

第33条 町は、この条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います。

【趣旨】

この条例の検討及び見直しについて規定しています。

【説明】

町は、この条例が初期の目的を達成しているかどうかについて、施行後4年を超えない期間ごとに検討し、その結果に基づいて見直しを行うことを定めています。なお、本条例の見直しは推進会議に諮ることとしています。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

○資料3

福島町まちづく推進会議条例（素案）全文

福島町まちづくり推進会議条例（素案）全文

（趣旨）

第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成 年福島町条例第 号）第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、まちづくりの推進に関し町長に意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 推進会議は、委員8人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者 2人
- (2) 知識経験者その他の町民 6人

（会長及び副会長）

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 推進会議の会議は、公開する。

（関係者の出席等）

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（諮問事項等の公表）

第8条 推進会議は、諮問に対する答申又は町長への意見の申し出をしたときは、その内容を公表するものとする。

（庶務）

第9条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○資料4

福島町まちづく推進会議条例（素案）逐条解説

福島町まちづくり推進会議条例（素案）逐条解説

（趣旨）

第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【説明】

福島町まちづくり基本条例第32条の規定に基づいて、町長の附属機関として設置する「福島町まちづくり推進会議」の組織及び運営に関して必要な事項を定めることが、この条例の趣旨です。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成 年福島町条例第 号）第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。
2 前項に規定するもののほか、まちづくりの推進に関し町長に意見を述べるものとする。

【説明】

推進会議で行う事項を規定しています。町長の諮問に応じて、福島町まちづくり基本条例第33条に基づき、当該条例の内容について調査審議し、答申するほか、まちづくりの推進に関して町長に意見を述べることを定めています。

（組織）

第3条 推進会議は、委員8人で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。
(1) 公募に応じた者 2人
(2) 知識経験者その他の町民 6人

【説明】

推進会議の組織について規定しています。委員は8人とし、うち公募による委員は2名、知識経験者その他の町民の委員を6人と定めています。

（会長及び副会長）

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【説明】

推進会議に会長と副会長を委員の互選により置くことを定めています。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【説明】

推進会議の委員の任期を2年とすることを定めています。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 推進会議の会議は、公開する。

【説明】

推進会議の会議招集等について定めています。

(関係者の出席等)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

【説明】

推進会議を円滑かつ効率的に行うため、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見等を聴くことや必要な資料の提出を求めることができることを定めています。

(諮問事項等の公表)

第8条 推進会議は、諮問に対する答申又は町長への意見の申し出をしたときは、その内容を公表するものとする。

【説明】

推進会議は諮問事項に対する答申やまちづくりに関する意見を述べたときは、その内容を公表しなければならないことを定めています。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

【説明】

推進会議の庶務は、総務課で行うことにしています。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

【説明】

この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項が生じた時点で、会長が推進会議に諮って決めることを定めています。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○資料5

(仮称)福島町まちづくり基本条例に関する提言書
と条例素案比較表

(注) 較しやいように提言書は条例(素案)と同じ条例に整理しています。

提 言 書	条 例 素 案
<p style="text-align: center;">◆ (仮称) 福島町まちづくり基本条例</p> <p>前文</p> <p>わたしたちのまち福島町は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡(うみ)と大千軒岳がそびえ立つ四季折々の自然に恵まれたまちです。</p> <p>わたしたちは、先人から受け継いだ豊かな自然や産業、培われてきた歴史と文化を誇りとして未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、今まで以上に「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりをめざします。</p> <p>ここに、わたしたちは町民憲章の持つ精神に<u>立ち</u>まちづくりを進めていくことを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、世代を越えて互いに力を合わせ自らの創意工夫により住民自治を確立するために、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、福島町のまちづくりに関する基本的事項を定めるとともに、町民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、町民自らがまちづくりに参画し協働することによって住民自治の実現を図ることを目的とします。</p> <p>(用語の意味)</p> <p>第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 町民 町内に居住する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で活動を行う団体及び町内の企業市民をいいます。</p> <p>(2) 町 執行機関及び議会をいいます。</p> <p>(3) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまち」を実現することをいいます。</p> <p>(まちづくりの目標)</p> <p>第3条 <u>町民憲章を受けて</u>、次のとおりまちづくりの目標を定めます。</p> <p>(1) 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。</p> <p>(2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。</p> <p>(3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。</p> <p>(4) 知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。</p> <p>(5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>町民/参画及び協働</u> (町民の役割と基本姿勢)</p> <p>第4条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。</p> <p>2 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に</p>	<p style="text-align: center;">◆福島町まちづくり基本条例</p> <p>前文</p> <p>わたしたちのまち福島町は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡(うみ)と大千軒岳がそびえ立つ四季折々の自然に恵まれたまちです。</p> <p>わたしたちは、先人から受け継いだ豊かな自然や産業、培われてきた歴史と文化を誇りとして未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、今まで以上に「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりをめざします。</p> <p>ここに、わたしたちは町民憲章の持つ精神に<u>立って</u>まちづくりを進めていくことを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、世代を越えて互いに力を合わせ自らの創意工夫により住民自治を確立するために、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、福島町のまちづくりに関する基本的事項を定めるとともに、町民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、町民自らがまちづくりに参画し協働することによって住民自治の実現を図ることを目的とします。</p> <p>(用語の意味)</p> <p>第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 町民 町内に居住する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で活動を行う団体及び町内の企業市民をいいます。</p> <p>(2) 町 執行機関及び議会をいいます。</p> <p>(3) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまち」を実現することをいいます。</p> <p>(まちづくりの目標)</p> <p>第3条 <u>わたしたち町民は、町民憲章を受けて</u>、次のとおりまちづくりの目標を定めます。</p> <p>(1) 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。</p> <p>(2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。</p> <p>(3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。</p> <p>(4) 知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。</p> <p>(5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>町民の参画及び協働</u> (町民の役割と基本姿勢)</p> <p>第4条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。</p> <p>2 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に</p>

<p>責任を持つように努めます。</p> <p>3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するように努めます。</p> <p>(町民の権利)</p> <p>第5条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。</p> <p>2 町民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として不利益な扱いを受けません。</p> <p>(満20歳未満の町民の権利)</p> <p>第6条 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>(参画及び協働)</p> <p>第7条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を<u>行うことができる</u>とともに、<u>町政へ参画する権利を有します。</u></p> <p>2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。</p> <p>(参画機会の保障)</p> <p>第8条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。</p> <p>(委員の公募)</p> <p>第9条 執行機関は、審議会等の<u>附属機関及びこれに類するものの委員には</u>、公募の委員を加えるように努めます。</p> <p>(パブリック・コメントー町民の意見表明ー)</p> <p>第10条 町は、町民生活に重要な計画等の策定に当たり、町民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、町民の意見を聞くとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。</p> <p>(コミュニティの推進)</p> <p>第11条 町は、まちづくりに自主的、自立的に取り組んでいる町民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を尊重します。</p> <p>2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に必要な地域情報の提供その他の支援に努めます。</p> <p>3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに情報提供を行い、活動に参加するように努めます。</p> <p>第3章 議会 (議会の役割)</p> <p>第12条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に<u>わかりやすい</u>、開かれた議会を<u>目指します。</u></p>	<p>責任を持つように努めます。</p> <p>3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するように努めます。</p> <p>(町民の権利)</p> <p>第5条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。</p> <p>2 町民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として不利益な扱いを受けません。</p> <p>(満20歳未満の町民の権利)</p> <p>第6条 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>(参画及び協働)</p> <p>第7条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を<u>行うことができます。</u></p> <p>2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。</p> <p>(参画機会の保障)</p> <p>第8条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。</p> <p>(委員の公募)</p> <p>第9条 執行機関は、審議会等の<u>委員の選任に当たっては</u>、公募の委員を加えるように努めます。</p> <p>(パブリック・コメントー町民の意見表明ー)</p> <p>第10条 町は、町民生活に重要な計画等の策定に当たり、町民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、町民の意見を聞くとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。</p> <p>(コミュニティ活動の推進)</p> <p>第11条 町は、まちづくりに自主的、自立的に取り組んでいる町民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を尊重します。</p> <p>2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に必要な地域情報の提供その他の支援に努めます。</p> <p>3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに情報提供を行い、活動に参加するように努めます。</p> <p>第3章 議会 (議会の役割)</p> <p>第12条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に<u>分かりやすい</u>、開かれた議会を<u>めざします。</u></p>
---	--

<p>2 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。</p> <p>3 議会は、まちづくりの推進と町民の福祉向上を目指し、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。</p> <p>第4章 町長等 (町長の責務)</p> <p>第14条 町長は、町民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。</p> <p>2 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。</p> <p>(就任時の宣誓)</p> <p>第15条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の本旨をより拡充し、この条例の理念を実現するために、福島町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。</p> <p>2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用します。</p> <p>(執行機関の責務)</p> <p>第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務の執行に当たります。</p> <p>2 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務の執行に努めます。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第17条 町職員は、常に町民が主権者であることを認識し、全体の奉仕者として、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。</p> <p>2 町職員は、まちづくりに必要な知識の取得、技能の向上に努めます。</p> <p>3 町職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、町民の信頼の獲得に努めます。</p> <p>第5章 町政運営 (総合計画)</p> <p>第18条 町は、この条例の目的及び目標に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画(以下「総合計画」という。)を策定します。</p> <p>2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加え柔軟に見直しを行います。</p> <p>3 町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その</p>	<p>2 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。</p> <p>3 議会は、まちづくりの推進と町民の福祉向上をめざし、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。</p> <p>第4章 町長等 (町長の責務)</p> <p>第14条 町長は、町民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。</p> <p>2 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。</p> <p>(就任時の宣誓)</p> <p>第15条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の一層の充実をめざし、この条例の理念を実現するために、福島町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。</p> <p>2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用します。</p> <p>(執行機関の責務)</p> <p>第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務の執行に当たります。</p> <p>2 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務の執行に努めます。</p> <p>(町職員の責務)</p> <p>第17条 町職員は、常に町民が主権者であることを認識し、全体の奉仕者として、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。</p> <p>2 町職員は、まちづくりに必要な知識の取得、技能の向上に努めます。</p> <p>3 町職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、町民の信頼の獲得に努めます。</p> <p>第5章 町政運営 (総合計画)</p> <p>第18条 町は、この条例の目的及び目標に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画(以下「総合計画」という。)を策定します。</p> <p>2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加え柔軟に見直しを行います。</p> <p>3 町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その</p>
---	---

<p>状況を公表します。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第19条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を<u>分りやすく</u>公表します。</p> <p>(行政改革・行政評価)</p> <p>第20条 執行機関は、行政運営のあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。</p> <p>2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。</p> <p>(組織・機構)</p> <p>第21条 町の組織は、町民に<u>分りやすく</u>機能的なものであると同時に、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成し、円滑な行政運営を進めます。</p> <p>(災害などへの対処)</p> <p>第22条 町は、災害などの不測の事態から町民の生命と財産、生活の安全を守るように努めます。</p> <p>2 町民は、自ら災害などに備え、緊急時には地域で相互に助け合います。</p> <p>(住民投票)</p> <p>第23条 町は、まちづくりに関する重要な課題について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。</p> <p>3 町民及び町長と議会は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>第6章 情報共有</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第24条 町民と町は、まちづくりの目標を実現するために必要な情報を共有します。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第25条 町は、<u>別に条例で</u>定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、<u>分りやすく</u>提供します。</p> <p>2 町は、まちづくりに関する情報を収集し、速やかに提供できるよう整理、保存に努めます。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第26条 町は、施策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に<u>分りやすく</u>説明します。</p> <p>(応答責任)</p> <p>第27条 町は、町民のまちづくりに関する意見及び要望等に対し迅速かつ誠実に応答します。</p> <p>(個人情報の保護)</p>	<p>状況を公表します。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第19条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を<u>分かりやすく</u>公表します。</p> <p>(行政改革・行政評価)</p> <p>第20条 執行機関は、行政運営のあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。</p> <p>2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。</p> <p>(組織・機構)</p> <p>第21条 町の組織は、町民に<u>分かりやすく</u>機能的なものであると同時に、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成し、円滑な行政運営を進めます。</p> <p>(災害などへの対処)</p> <p>第22条 町は、災害などの不測の事態から町民の生命と財産、生活の安全を守るように努めます。</p> <p>2 町民は、自ら災害などに備え、緊急時には地域で相互に助け合います。</p> <p>(住民投票)</p> <p>第23条 町は、まちづくりに関する重要な課題について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。</p> <p>3 町民及び町長と議会は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>第6章 情報共有</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第24条 町民と町は、まちづくりの目標を実現するために必要な情報を共有します。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第25条 町は、<u>福島町情報公開条例(平成12年福島町条例第1号)</u>で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、<u>分かりやすく</u>提供します。</p> <p>2 町は、まちづくりに関する情報を収集し、速やかに提供できるよう整理、保存に努めます。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第26条 町は、施策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に<u>分りやすく</u>説明します。</p> <p>(応答責任)</p> <p>第27条 町は、町民のまちづくりに関する意見及び要望等に対し迅速かつ誠実に応答します。</p> <p>(個人情報の保護)</p>
--	---

<p>第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、<u>別に条例で定めるところにより</u>、町の保有する個人情報を保護します。</p> <p>第7章 連携 (様々な人たちとの交流)</p> <p>第29条 町民及び町は、様々な活動や交流を通じて、福島町出身者をはじめとした町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するように努めます。 (広域的な連携)</p> <p>第30条 町は、近隣自治体との広域連携や国、北海道、その他の機関と連携を図りながら、まちづくりを推進します。</p> <p>第8章 条例の位置付け等 (この条例の位置付け)</p> <p>第31条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めます。</p> <p>2 町は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例との整合性を図ります。 (まちづくり推進会議の設置)</p> <p>第32条 町長の<u>付属機関</u>として、福島町まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置します。</p> <p>2 前項の推進会議に必要な事項は、別に条例で定めます。 (条例の検討及び見直し)</p> <p>第33条 町は、この条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを<u>行うものとします</u>。</p> <p>附 則 <u>この条例は、平成 年 月 日から施行する。</u></p> <p>◆福島町まちづくり推進会議条例 <u>(案)</u></p>	<p>第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、<u>福島町個人情報保護条例(平成12年福島町条例第2号)</u>で定めるところにより、町の保有する個人情報を保護します。</p> <p>第7章 連携 (様々な人たちとの交流)</p> <p>第29条 町民及び町は、様々な活動や交流を通じて、福島町出身者をはじめとした町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するように努めます。 (広域的な連携)</p> <p>第30条 町は、近隣自治体との広域連携や国、北海道、その他の機関と連携を図りながら、まちづくりを推進します。</p> <p>第8章 条例の位置付け等 (この条例の位置付け)</p> <p>第31条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めます。</p> <p>2 町は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例との整合性を図ります。 (まちづくり推進会議の設置)</p> <p>第32条 町長の<u>附属機関</u>として、福島町まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置します。</p> <p>2 前項の推進会議に必要な事項は、別に条例で定めます。 (条例の検討及び見直し)</p> <p>第33条 町は、この条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを<u>行います</u>。</p> <p>附 則 <u>この条例は、平成21年4月1日から施行します。</u></p> <p>◆福島町まちづくり推進会議条例 <u>(素案)</u></p>
---	---

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成 年福島町条例第 号）<u>第0条に規定する事項について調査審議するほか、まちづくりの推進に関し町長に意見を述べるものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、<u>委員 人</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。</p> <p>(1) 公募に応じた者 <u> 人</u></p> <p>(2) 知識経験者その他の<u>住民 人</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は <u>年</u>とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 推進会議の会議は、公開する。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(諮問事項等の公表)</p> <p>第8条 推進会議は、諮問に対する答申又は町長への意見の申し出をしたときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成 年福島町条例第 号）<u>第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、まちづくりの推進に関し町長に意見を述べるものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、<u>委員8人</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。</p> <p>(1) 公募に応じた者 <u> 2人</u></p> <p>(2) 知識経験者その他の<u>町民 6人</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は <u>2年</u>とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 推進会議の会議は、公開する。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(諮問事項等の公表)</p> <p>第8条 推進会議は、諮問に対する答申又は町長への意見の申し出をしたときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>
--	---